

新型コロナウイルス感染症流行期における 地域福祉活動応援助成の取扱い Q&A

令和2年7月作成

Q1: サロン活動の会場使用料の申請をしたい。感染症流行期は集まりを中止としたいが、代わりに地域情報のお知らせを作成して、参加者に郵送したい。その活動をサロン活動として助成申請してよいか。

⇒サロン活動として、郵送費、印刷代を対象とすることができます。

Q2: いつも使っていた会場が狭くて密になってしまうので、屋外で開催したい。屋外施設の使用料は対象となるか。

⇒対象となります。

Q3: 感染症の影響が大きい時期は、集まりの場をお休みしたいが、代わりに訪問や電話で参加メンバーの見守りを行いたい。電話代は対象となるか。

⇒対象となります。電話で行う見守りについては、日中の固定電話の市内通話が3分9.35円であることから、およそ10分間の通話で見守りを行ったと想定し、電話での見守り1回につき、30円を上限として申請できることとします。

Q4: 子ども食堂で使っていた会場が狭くて密になってしまうので、集まりの場をお休みし、代わりに個別配達と見守りを行った。弁当容器やビニール袋などの消耗品を助成申請したいが可能か。

⇒対象となります。ただし、行政が行う補助金を申請している事業は対象外となります。

Q5: 感染症の対策として、新たに消毒薬やフェースシールドなどを購入することにしたが対象となるか。

⇒対象となります。

その他、助成についてのお問い合わせ、ご相談は随時受け付けます。

清瀬市社会福祉協議会 地域福祉係 042-495-5333